

定 款

(昭和30年4月1日認可)

第1章	総 則
第2章	会 員
第3章	役員・相談役・顧問・名誉役員・参与
第4章	会 議
第5章	評 議 員 会
第6章	委 員 会
第7章	支 部
第8章	財 産 及 び 会 計
第9章	事 務 局 及 び 職 員
第10章	定 款 の 変 更 及 び 解 散
第11章	雑 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人東京建設業協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都中央区八丁堀二丁目5番1号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設業に関する技術並びに経営の進歩改善のための調査研究並びに指導
- (2) 建設業を公正かつ健全に発達させる方策の研究、立案並びにその実施
- (3) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の配布
- (4) 建設業に対する社会的理解の促進と資質の向上
- (5) 建設工事請負契約の適正化

- (6) 災害時に於ける応急事業に協力
- (7) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した、特定建設業の許可を受け東京都内に本店、支店又は常設的な営業所を設けて土木工事業、建築工事業又はその双方を営む法人
- (2) 賛助会員 前号に規定する以外のもので本会の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第6条 本会の会員として入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を負担しなければならない。

会員がすでに納入した入会金、会費、及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が解散したとき、又は会員たる資格を喪失したとき
- (2) 正当な理由なく会費を1年間以上滞納し、催告に応じない場合でかつ、理事会が退会を議決したとき

(届出義務)

第9条 会員は、会員資格、入会金及び会費の基準並びに所属に関する事項、その他理事会の定める事項を届出て、かつ届出た事項に変更があったときは直ちにその届出をしなければならない。

第3章 役員、相談役、顧問、名誉役員及び参与

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 1人以上4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 1人
- (5) 理 事 43人以上46人以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)
- (6) 監 事 1人以上4人以内

(役員を選任)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において正会員の役員(執行役員を含む)の中から選任する。但し、専務理事及び常務理事並びに監事については、会員外から選任することができる。

前項の規定に拘らず、理事の中9人については、各支部ごとに1人ずつ推薦してきたものを、総会において選任する。

第1項で選任された理事及び監事の任期中に欠員が生じ、又は補充の必要が生じたときは、後任者を理事会において選任することができる。

理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その任務を代行する。

専務理事及び常務理事は、理事会の定める処に従って本会の常務を処理する。

理事は、理事会を構成して、会務の執行を決定する。

監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者の就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解 任)

第 14 条 役員に、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

専務理事、常務理事の解任は、理事会の議決により会長がこれを行うことができる。

(相 談 役 、 顧 問 、 名 誉 役 員 及 び 参 与)

第 15 条 本会に、相談役、顧問、名誉役員及び参与を置くことができる。

相談役、顧問、名誉役員及び参与は、会長の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。

相談役、顧問、名誉役員及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

相談役、顧問、名誉役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(費 用 弁 償 等)

第 16 条 役員は、無給とする。ただし常時勤務する場合に限り、有給とすることができる。

役員には、費用を弁償することができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、本会の最高の意志決定機関であって正会員をもって構成する。

理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画並びに収支予算の決定

(2) 事業報告並びに決算報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第20条 定時総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき

(3) 監事が、民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき

(招 集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が召集する。

会長は、前条第2項第2号の場合には、請求のあった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

総会を招集する場合には、正会員に対して、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選任する。

理事会の議長は、会長はこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 正会員又は理事は、やむを得ない理由のため、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の

構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員又は理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した正会員、又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員会

(設置)

第27条 本会の運営に関する基本的事項について会長の諮問に応ずるため、評議員会を置く。

(構成及び選任)

第28条 評議員会は、各支部ごとにその所属正会員の中から選出した評議員をもって構成する。

評議員は、各支部ごとにその所属正会員10人毎に1人の割合で選出し、会長が委嘱する。

役員と評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第29条 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第13条第2項及び第3項の規定は評議員に準用する。この場合においては「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第30条 評議員会は、会長の諮問に応じ次の事項を審議する。

会長は、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画並びに収支予算に関すること

- (2) 事業報告並びに収支決算に関すること
- (3) その他理事会で必要と認められた事項

(招 集)

第31条 評議員会は、会長が招集する。

評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の運営)

第32条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

定款第23条から第26条迄の規定は評議員会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「評議員会」と「正会員」又は「理事」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

第6章 委 員 会

(委員会の設置等)

第33条 第4条に規定する事業を積極的に推進するため、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

委員会に必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 支 部

(支部の設置及び構成)

第34条 本会は、東京都内において別表に定める地区に支部を置く。

支部は、その本店若しくは主たる支店、又は主たる営業所の所在する地区の支部に所属する正会員をもって構成する。

(支部運営等)

第35条 支部運営に必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

(支部役員)

第36条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 人
- (2) 副支部長 若干人

支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - イ. 会費及び入会金
 - ロ. 寄付金品
 - ハ. 財産から生ずる収入
 - ニ. その他雑収入

(財産の管理)

第38条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第40条 本会の収支予算は、会計年度開始前に総会の議決を得て定め、収支決算は、会計年度終了後2箇月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
事務局長及び職員の任免は、会長が行う。
事務局及び職員に関する規定は、会長が定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第44条 この定款は、総正会員の2分の1以上の正会員が表決に加わった総会において4分の3以上の同意を得て、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第45条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

解散後の残余財産は総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第11章 雑 則

(補 則)

第46条 本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

付 則

(施行期日)

1. 本会の定款は、昭和 30 年 4 月 1 日より施行する。
2. 昭和 35 年 5 月 10 日改正された規定は、昭和 35 年 5 月 10 日から施行する。
3. 昭和 36 年 7 月 11 日改正された規定は、昭和 36 年 7 月 11 日から施行する。
4. 昭和 37 年 7 月 21 日改正された規定は、昭和 37 年 7 月 21 日から施行する。
5. 昭和 47 年 4 月 6 日改正された規定は、昭和 47 年 4 月 6 日から施行する。
(昭和 47 年 4 月 1 日現在における本会の会員は、第 5 条の規定にかかわらず、
なお会員とする。)
6. 昭和 48 年 6 月 8 日改正された規定は、昭和 48 年 6 月 8 日から施行する。
7. 昭和 58 年 6 月 11 日改正された規定は、昭和 58 年 6 月 11 日から施行する。
8. 昭和 61 年 6 月 23 日改正された規定は、昭和 61 年 6 月 23 日から施行する。
9. 平成元年 6 月 22 日改正された規定は、平成元年 6 月 22 日から施行する。
10. 平成 10 年 6 月 23 日改正された規定は、平成 10 年 6 月 23 日から施行する。
11. 平成 12 年 5 月 22 日改正された規定は、平成 12 年 5 月 22 日から施行する。

(別表)

支 部 の 区 域

支 部	区 域
第 1 支部	中央区
第 2 支部	千代田区
第 3 支部	港区
第 4 支部	新宿区、台東区、文京区
第 5 支部	中野区、杉並区、渋谷区
第 6 支部	墨田区、江東区、江戸川区、葛飾区、足立区
第 7 支部	豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
第 8 支部	大田区、品川区、目黒区、世田谷区
第 9 支部	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、 調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村 山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡